

## 【その他災害応急対策編】

市の各部課、各防災関係機関は、この計画を円滑に運用するため、災害応急対策活動マニュアルを事前に作成して、誰が・いつ・何を・どのように行うのか明らかにしておく。

また、訓練・演習の後は、本計画を検証し、必要に応じて修正案を防災会議事務局に提出するとともに、人事異動の際は、災害応急対策活動マニュアルに記載した担当者（誰が）を引継ぎする。

## < 目次 >

第1節	林野火災応急対策	1
第1	火災の警戒	1
第2	林野火災	1
第2節	市街地災害応急対策	3
第3節	危険物等災害応急対策	5
第1	危険物災害応急対策	5
第2	高圧ガス災害応急対策	6
第3	火薬類災害応急対策	7
第4	毒物劇物災害応急対策	8
第5	放射性同位元素等災害応急対策	9
第4節	その他災害応急対策	10
第1	道路災害応急対策	10
第2	鉄道災害応急対策	11
第3	大規模断水等応急対策	12
第4	その他の事故等	13

## 第1節 林野火災応急対策

市及び防災関係機関は、林野において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。

大規模な林野における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施する。

また、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

### 第1 火災の警戒

実施担当 消防本部、危機管理室

#### 1. 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

なお、火災気象通報の基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発令基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、積雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

#### 2. 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

#### 3. 住民への周知

市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）・広報車・サイレン等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等と連携して住民に警報を周知する。

周知にあたっては避難行動要支援者に配慮する。

### 第2 林野火災

実施担当 消防本部、交野市消防団、危機管理室、大阪府警察本部（交野警察署）

林野における大規模な火災が発生した場合は、関係機関は迅速かつ組織的に対処し、人家被害・森林資源の焼失等の軽減を図る。

#### 1. 火災通報等

##### (1) 通報基準

市は、林野における火災の規模等が府の定める以下の通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。

その後1時間ごとに状況を通報する。

- ① 焼損面積5 ha以上と推定される場合
- ② 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
- ③ 空中消火を要請する場合

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

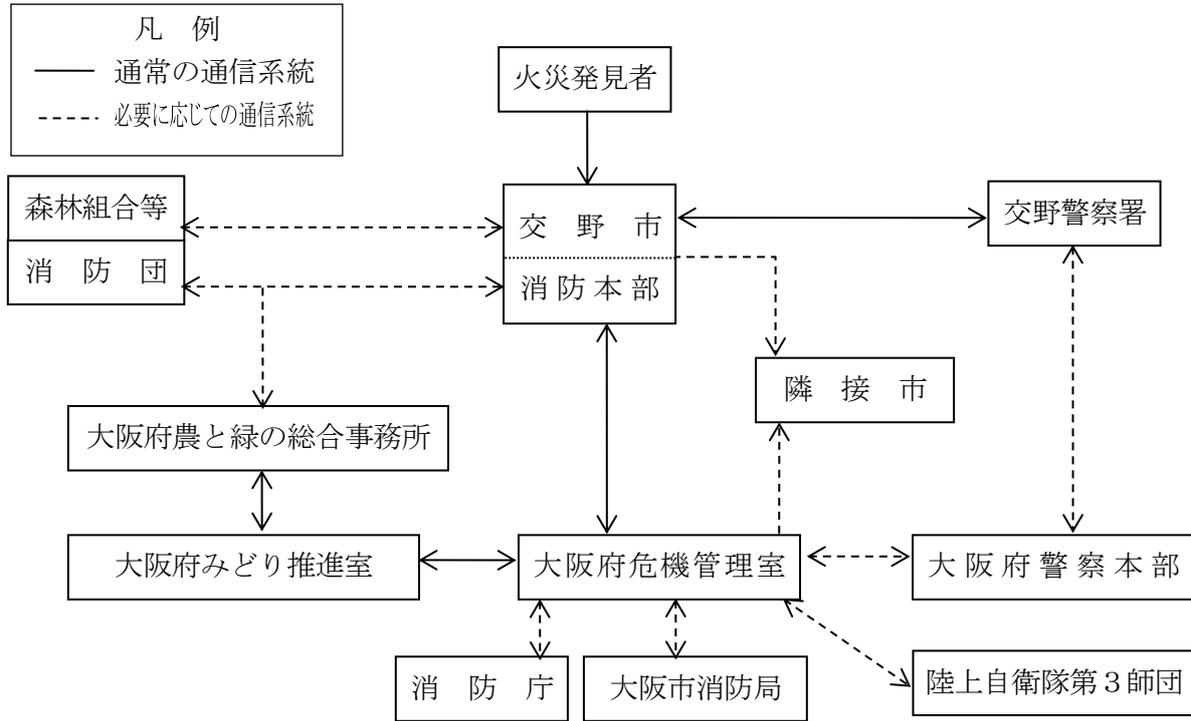
南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

- ④ 住家等へ延焼するおそれがある等の社会的に影響度が高い場合  
 (2) 伝達連絡体制

林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報の伝達は、次により行う。



## 2. 活動体制

### (1) 組織体制

消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、林野火災の規模に応じて下記の配備体制をとる。

- ① 林野火災発生時の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置する。
- ② 隣接市等に応援要請を行った場合、発災地区に現地対策本部を設置する。
- ③ 必要に応じて、応援隊、飛火警戒隊、補給隊等を編成する。

### (2) 応援体制

火災が拡大し、市では十分対応できないと判断するときは、速やかに応援体制を確立する。

- ① 消防応援協定に基づく応援要請
- ② 消防庁又は知事に対する広域航空消防の応援要請
- ③ 知事への自衛隊の災害派遣要請の要求
- ④ 応援隊の受入れ準備
- ⑤ 空中消火の要請又は知事への依頼

### (3) 活動方法

- ① 交野警察署と連携協力して、火災防御活動を行うとともに、警戒区域、交通規制区域の指定等を迅速に行う。
- ② 延焼動態を迅速に監視・予測し、避難指示等の判断を迅速に行う。
- ③ 火災の規模等が通報基準に達したときは、府に即報を行う。

## 第2節 市街地災害応急対策

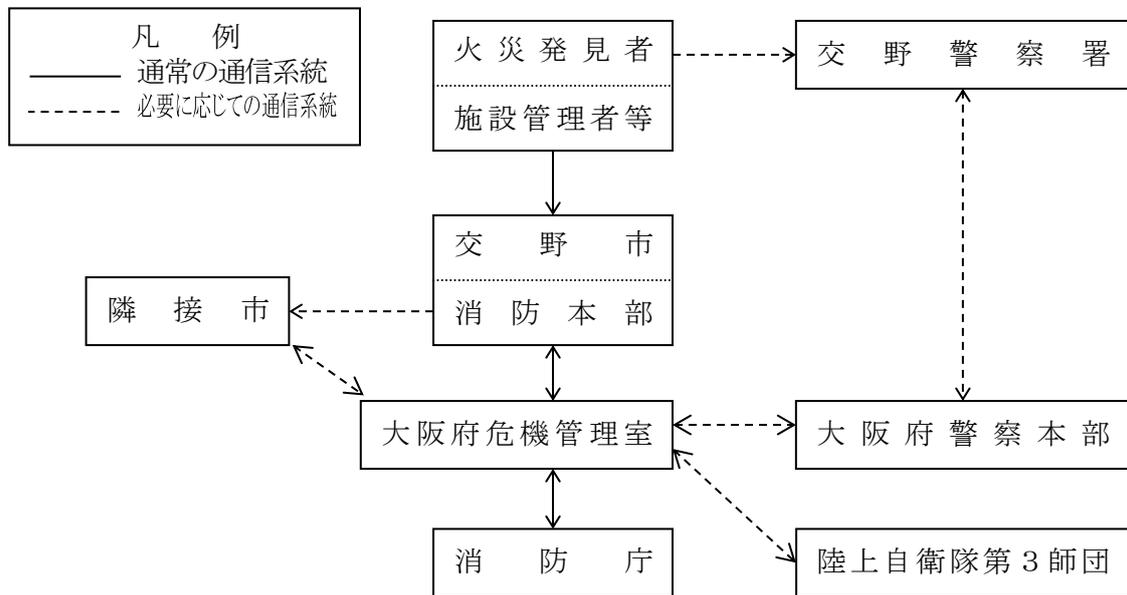
市街地の災害に対処するため、関係機関は、防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

実施担当	消防本部、交野市消防団、危機管理室、大阪府警察本部（交野警察署）、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)
------	--

市は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。  
 なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

### 1. 通報の伝達

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報の伝達は、次により行う。



### 2. ガス漏れ事故の措置

消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、事故の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、交野警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断

- ① ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。
- ② 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり

総則編	<p>多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社に連絡する。</p>
災害予防対策編	<p><b>3. 市街地火災等の措置</b></p> <p>消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、火災の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。</p> <p>(1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担                  (2) 活動時における情報収集、連絡                  (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策                  (4) 浸水、水損防止対策</p>
地震災害応急対策編	<p><b>4. 広域応援体制</b></p> <p>消防本部は、市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防御活動が実施できない場合には、隣接市、府、警察等に応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。</p>
風水害応急対策編	<p><b>5. 関係機関の措置</b></p> <p>(1) 交野警察署</p> <p>災害状況に応じ次の警備措置を実施する。</p> <p>① 警備本部等の設置                  幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立し、警備本部を設置する。</p> <p>② 救出救助                  被災者の有無の確認及び速やかな救出救助活動と消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。</p> <p>③ 避難誘導                  避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所への要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。</p> <p>④ 警戒区域の設定                  二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。</p> <p>⑤ 交通規制                  救出救助活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。</p> <p>⑥ その他                  関係機関との密接な連携のもと、市が行う消火・救助・救急活動を支援する。                  また、市その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（死体調査）等所要の措置をとる。</p>
その他災害応急対策編	
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	
南海トラフ地震防対策推進計画編	
災害復旧・復興対策編	
資料編	<p>(2) 大阪ガスネットワーク株式会社の措置</p> <p>災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。                  遮断後のガスの供給再開にあたっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。</p>

# 第3節 危険物等災害応急対策

市及び防災関係機関は、火災その他の災害による危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

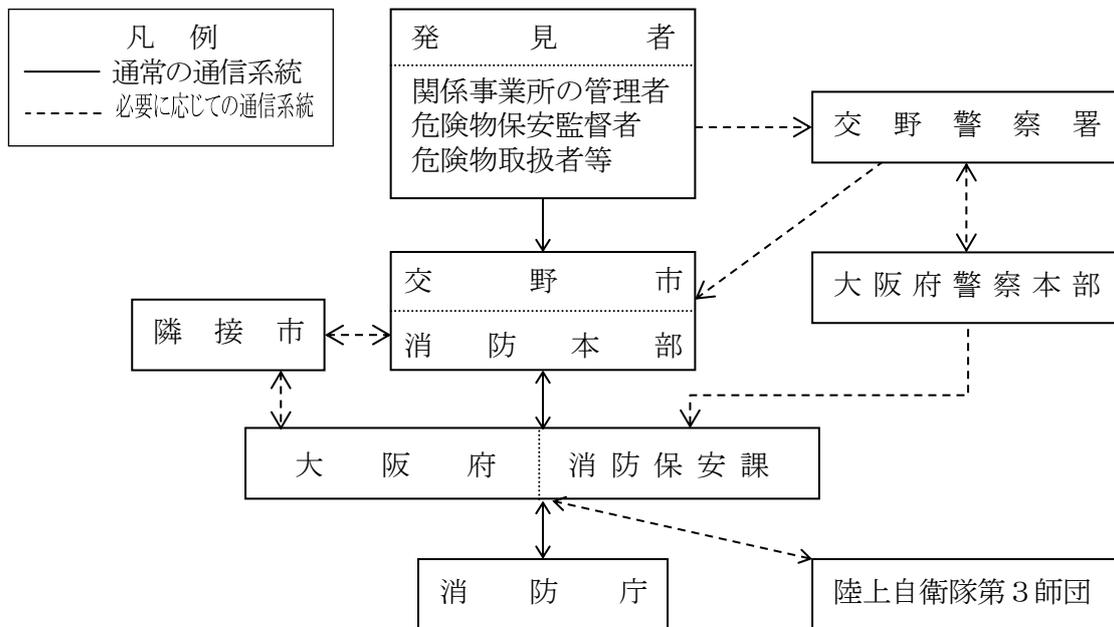
## 第1 危険物災害応急対策

実施担当 消防本部、交野市消防団、危機管理室、大阪府警察本部（交野警察署）

### 1. 事業者

- (1) 危険物による大規模な事故が発生した場合、市（消防本部）にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

なお、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報の伝達は、次により行う。



### 2. 市

消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、事故の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。

- (1) 市は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 市は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等、必要な措置を講ずるよう指導する。
- (3) 市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

3. 交野警察署

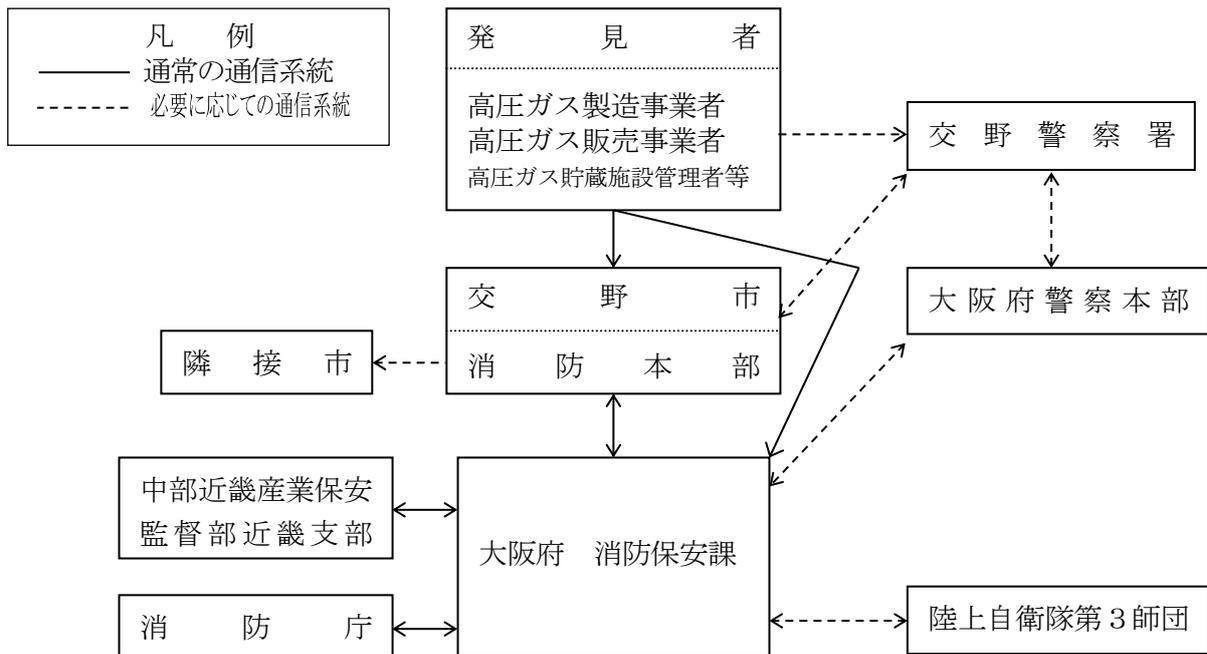
- (1) 危険物の流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が危険物施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等、災害拡大防止の措置を行う。

第2 高圧ガス災害応急対策

実施担当 消防本部、交野市消防団、危機管理室、大阪府警察本部（交野警察署）

1. 事業者

- (1) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
  - (2) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。
- なお、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報の伝達は、次により行う。



2. 市

消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、事故の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。

また、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

府からの高圧ガス保安法及び液化石油ガスの権限移譲に伴い、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱うものに対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対してその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

### 3. 交野警察署

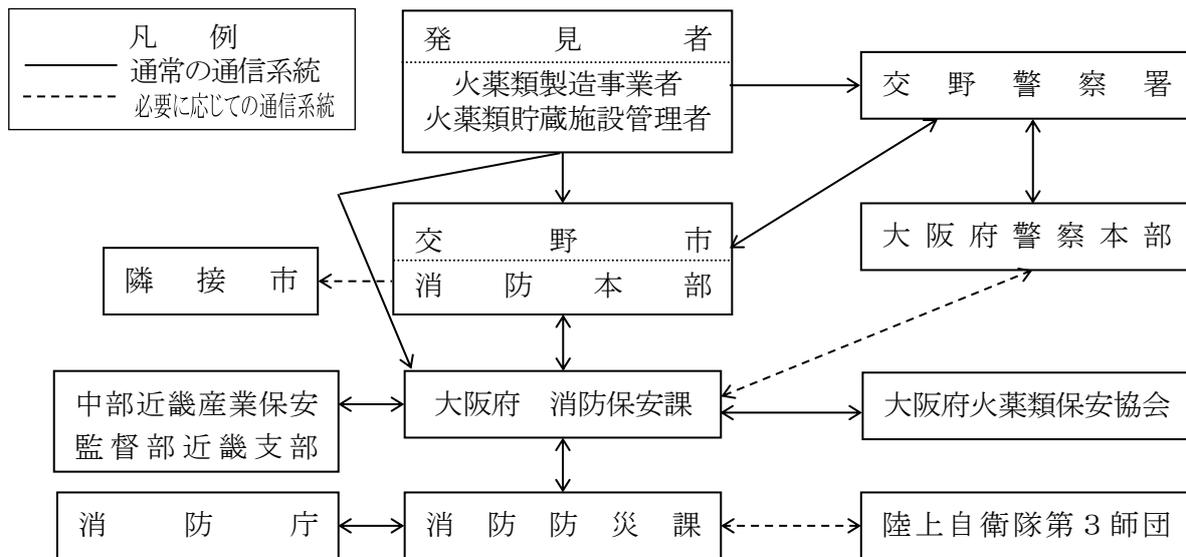
- (1) 高压ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が高压ガス施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保全措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等、災害拡大防止の措置を行う。

## 第3 火薬類災害応急対策

実施担当	消防本部、交野市消防団、危機管理室、大阪府警察本部（交野警察署）
------	----------------------------------

### 1. 事業者

- (1) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
  - (2) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。
- なお、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報の伝達は、次により行う。



### 2. 市

- 消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、事故の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。
- また、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等、必要な応急対策を実施する。
- 府からの火薬類取締法の権限委譲に伴い、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

### 3. 交野警察署

- (1) 火薬類の爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

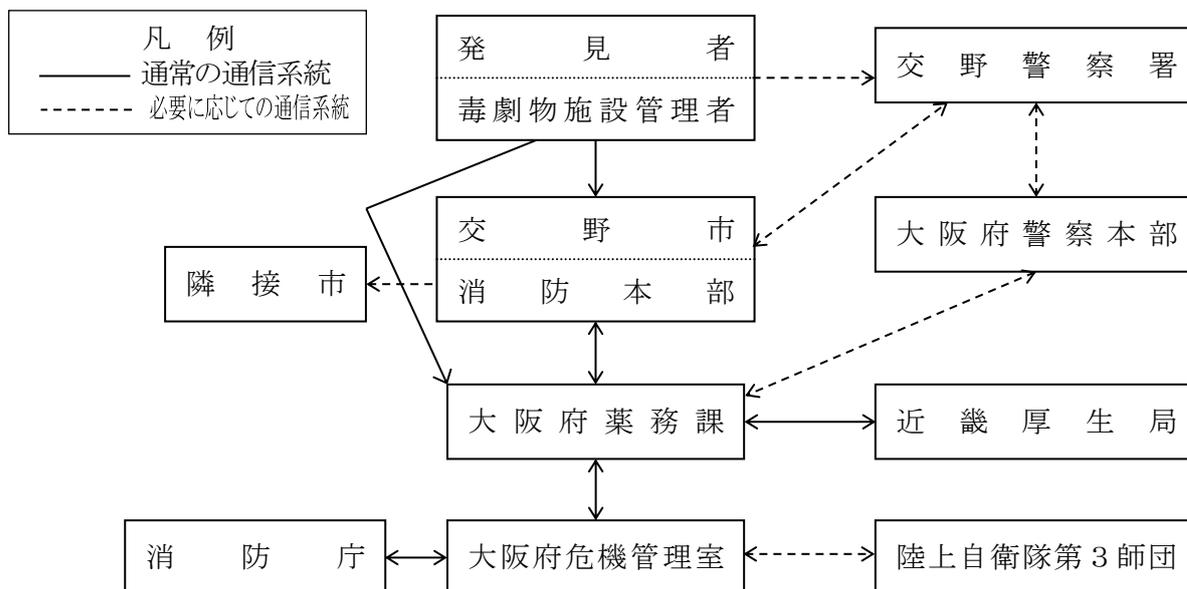
- 負傷者等の救出、避難の指示及び警報区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が火薬貯蔵所に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等、災害拡大防止の措置を行う。

## 第4 毒物劇物災害応急対策

実施担当 消防本部、交野市消防団、危機管理室、大阪府警察本部（交野警察署）

### 1. 事業者

- (1) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。
- なお、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報の伝達は、次により行う。



### 2. 市

消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、事故の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。

また、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3. 府

- (1) 毒物劇物施設が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散漏洩、又は地下に浸透し、保健衛生上災害が発生し、又はそのおそれがある際は、施設等の管理責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努め、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

4. 交野警察署

- (1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等、災害拡大防止の措置を行う。

第5 放射性同位元素等災害応急対策

実施担当	消防本部、交野市消防団、危機管理室、大阪府警察本部（交野警察署）
------	----------------------------------

1. 事業者

- (1) 放射性同位元素等による大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 放射性同位元素等による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

2. 市

消防本部は、事業者、消防団及び危機管理室と連携して、次の措置を実施する。

- (1) 関係機関への情報連絡及び広報
- (2) 放射線量の測定
- (3) 放射線による被ばくを受けた者等の救出、救護
- (4) 市民等の避難
- (5) 危険区域の設定と立入制限
- (6) 交通規制
- (7) その他災害の状況の応じた必要な措置

3. 交野警察署

- (1) 放射性同位物質等の漏洩等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が放射性同位物質等の保管施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等、災害拡大防止の措置を行う。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

## 第4節 その他災害応急対策

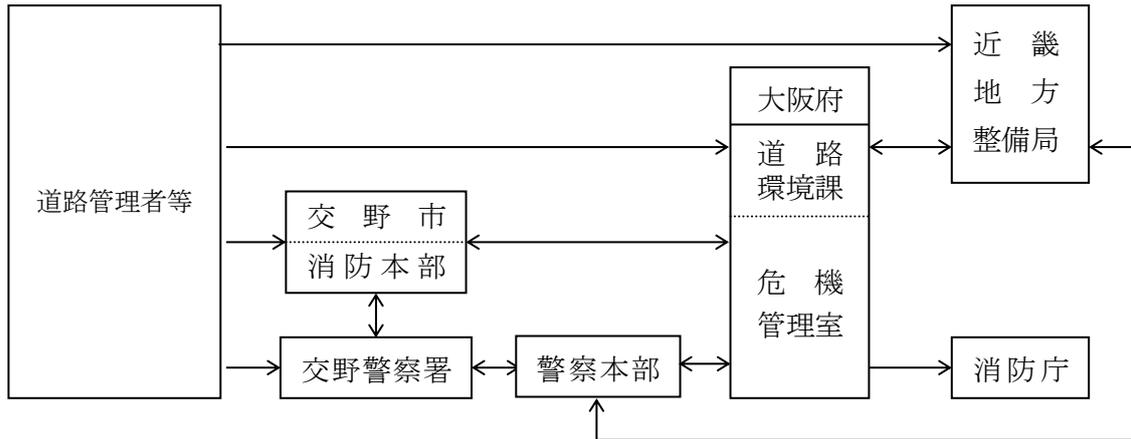
### 第1 道路災害応急対策

**実施担当** 都市まちづくり部、消防本部、交野市消防団、危機管理室、  
大阪府警察本部（交野警察署）、大阪府

#### 1. 情報収集伝達体制

##### (1) 情報収集伝達経路

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。



##### (2) 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等
- ③ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事項

#### 2. 道路管理者の災害応急対策

事故発生道路を所管する道路管理者は、消防本部及び交野警察署と連携して、事故の特性、規模に応じた体制を迅速に確立し、応急対策を行う。

##### (1) 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

##### (2) 危険物等の流出対策

消防本部等と連携して、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

##### (3) 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

##### (4) 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

##### (5) 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

### 3. 市の対策

消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、事故の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。

また、事故発生者、道路管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、危険物等の漏洩・拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

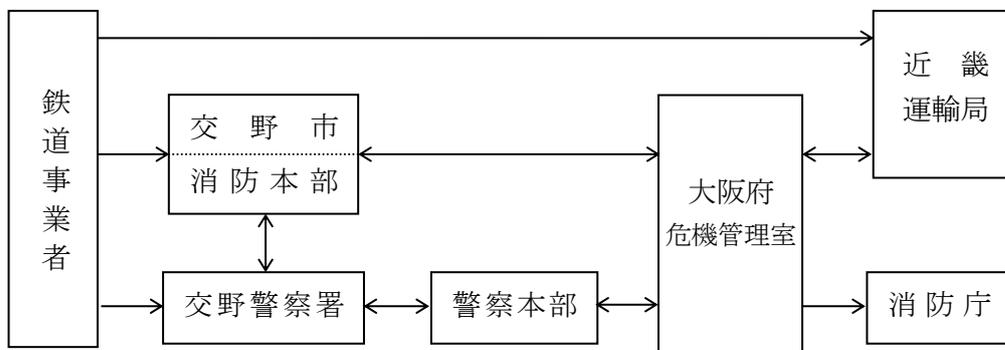
## 第2 鉄道災害応急対策

実施担当	消防本部、交野市消防団、危機管理室、大阪府警察本部（交野警察署）、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)
------	--

### 1. 情報収集伝達体制

#### (1) 情報収集伝達経路

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。



#### (2) 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等
- ③ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事項

### 2. 鉄道事業者の災害応急対策

事故が発生した鉄道事業者は、速やかに次の災害応急対策を実施する。

#### (1) 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

#### (2) 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

#### (3) 代替交通手段の確保

他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

#### (4) 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

### 3. 市の対策

消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、事故の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。

また、鉄道事業者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、危険物等の漏洩・拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

## 第3 大規模断水等応急対策

実施担当	水道局、危機管理室、消防本部、大阪府警察本部（交野警察署）
------	-------------------------------

市内で大規模な漏水又は断水事故が発生した場合には、地震災害応急対策編 第1章 第1節に準じて事故対策本部を設置し、復旧要員及び資機材等を確保するとともに、必要に応じて、府、防災関係機関等の協力を得て応急対策を実施する。

なお、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに止水に努めるとともに、施設の稼働停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部や交野警察署及び住民に通報する。

#### (1) 活動体制

- ① 水道局は、直ちに、現地において漏水及び断水状況を把握し、危機管理室と連携して、事故の特性や規模に応じて、大規模断水等事故対策本部を設置する。
- ② 大規模断水等事故対策本部は、地震災害応急対策編 第1章 第1節 第1組織体制の災害対策本部を基準とする。

#### (2) 応急給水及び復旧

- ① 応急給水の目標量及び、応急給水所は、災害規模及び状況により判断する。
- ② 被害調査及び被害情報の収集により、応急給水の対象区域を把握する。
- ③ 医療機関等の重要給水施設については、給水の必要性が確認できた段階で、直ちに応急給水を行う。
- ④ 給水車・トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- ⑤ 被害規模及び被害状況によっては、協定や要請に基づき、他の水道事業者等の応援を要請する。

#### (3) 広報

- ① 被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関、報道機関に伝達するとともに、ホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで、住民等への幅広い広報に努める。
- ② 広報は、概ね次の様な項目について行う。
  - ・ 事故の発生日時、場所
  - ・ 断水状況
  - ・ 応急対策実施状況
  - ・ 復旧の見通し
  - ・ 市民に対する協力の呼びかけ、注意事項
  - ・ その他、必要と認められる事項

#### (4) 復旧事業計画

水道局は、施設の被害状況及び工事業者等の応急復旧工事の対応可能状況を判断して、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。

## 第4 その他事故等

その他にも航空機の墜落等、住民の生命・財産に被害を及ぼす災害が発生するおそれがある。

こうした場合においても、災害の態様に応じ、突発的な災害は「地震災害応急対策」を、洪水やがけ崩れ等に関わる災害については「風水害等応急対策」を、火災や危険物等に関わる災害については「林野火災等応急対策」、「市街地災害応急対策」、「危険物等災害応急対策」を準用し、防災関係機関が相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずる。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編